

用語解説

番号	用語	説明
※1	富栄養化	閉鎖性水域では、水中の栄養塩類である窒素やりんなどの量が増えてくると、藻類やプランクトン等が爆発的に増殖していく。このような現象を富栄養化という。近年ではほとんどの閉鎖性水域で、生活排水の流入、施肥の増加等により富栄養化が加速され、赤潮等の原因となっている。
※2	貧酸素水塊	水中に溶けている酸素が、魚介類の生息に不十分なほど欠乏している水のこと。
※3	有明海特産種	ムツゴロウ、ワラスボ、ウミマイマイ、オオシャミセンガイなど有明海以外の日本の水域ではどこにも生息の記録がない生物のこと。
※4	COD	Chemical Oxygen Demandの略称で、海中や河川の汚れの度合を示す数値である。水中の有機物など、汚染源となる物質を酸化するとき消費される酸素量を表したものであり数値が高いほど水中の汚染物質の量も多いことを示している。
※5	污水处理施設整備率	下水道、農業・漁業集落排水施設、合併処理浄化槽等の整備状況を表す指標で、総人口に対する各種生活排水処理施設の整備人口の割合を表したもの。
※6	BOD	Biochemical Oxygen Demandの略称で河川水の中や海水の中の汚染物質（有機物）が微生物によって無機化あるいはガス化するときに必要なとされる酸素量を表わしたものであり、数値が高いほど水中の汚染物質の量も多いことを示している。
※7	生物的、物理的、耕種的防除	生物的防除は、微生物や天敵生物などの生物を利用して有害動植物を駆除する方法。物理的防除は、有害動植物にとって弱点となる光や熱、音のような物理性を利用して被害を回避する方法。耕種的防除は、作物を栽培するときに実行できる作業等によって有害動植物からの被害を回避する方法。
※8	面源負荷対策	宅地や道路などのように発生源を識別できない面的に分布する汚濁物質の排出源を面源という。この面源から降雨時に公共用水域に流入する汚濁負荷の削減を図るための対策である。 具体的な対策としては貯留池、沈殿池、ろ過方式や浄化方式などが考えられる。

番号	用語	説明
※9	覆土	海域や漁場の環境の保全や改善等を目的とし、土や砂で海底を覆うこと。
※10	覆砂	覆土のうち、特に漁場環境の改善を目的とし、砂で海底を覆うこと。
※11	作れい	潮通しが良くなるように浅海に水路を掘ること。
※12	漁獲努力量	魚介類を漁獲する場合の資本・労働等の投入量のこと。具体的には、投入される漁船の数・トン数、操業人員、操業日数等で表す。
※13	酸処理剤	ノリ養殖において、雑藻の駆除、あかぐされ病等の病害対策に使用される酸性の液で、主成分は食品添加物として使用が認められている有機酸である。船上において、ノリ網を海水で薄めた液に、短時間漬ける処理を行う。
※14	高塩分処理	酸処理液に塩を添加し塩分濃度を高めることにより、少ない酸処理剤の量で同様な効果を得る技術のこと。
※15	pH計	水溶液中の水素イオン濃度指数(pH)を測定するもの。一般的にpH7が中性でそれより上がアルカリ性、それより下が酸性となる。
※16	秋芽網	採苗(10月に実施)し網にノリの芽を付着させた後、生産のためそのまま継続して海に張り込む網のこと。 これに対して、一旦冷凍保存し、生産のため12月以降から海に張り込む網を冷凍網という。
※17	いしゅう 蛸集	多く寄り集まること。
※18	中間育成場	放流する魚介類の種苗が放流海域の環境に慣れることなどを目的に、一定の期間育てるために使用する網等で囲まれた場所や水槽のこと。
※19	都市と漁村 の共生・対 流	都市と漁村の間での、人・もの・情報の密な交流、即ち「循環」により都市と漁村が相互に補完し合うことで共に繁栄すること。

熊本県公告第245号

熊本県自然環境保全地域を指定するため、熊本県自然環境保全条例（昭和48年熊本県条例第50号）第11条第3項の規定により、その案を縦覧に供する。

なお、当該区域の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成15年4月9日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 熊本県自然環境保全地域の位置及び名称
熊本県天草郡天草町大字福連木 熊本県福連木角山自然環境保全地域
- 2 熊本県自然環境保全地域に含まれる土地の区域
福連木国有林地321林班の一部及び当該国有林に隣接する熊本県県有林10林班の一部
- 3 熊本県自然環境保全地域の指定の理由
当該地域は、熊本県天草郡天草町大字福連木の東部で、角山（標高525メートル）から北側に連なる標高400～500メートルの尾根とその西側斜面に位置している。稜線から斜面上部にかけては高木層が良く発達した極相状態の照葉樹林の林分が残されている。また、区域に隣接する山腹から斜面下部にかけてはスギ、ヒノキの植林地となっている。当該区域内には、県内でも希少種のチャンチンモドキが一部の谷に多く生育しており、大きいものは胸高直径80センチメートル、樹高20メートルを越すものも見られる。また、県内ではこの地方だけに生育しているハナガガシは、チャンチンモドキが高木層を形成している谷部の亜高木、低木層に数多く見られる。江戸時代将軍家への献上品（槍の柄木）にされ「お林」と呼ばれ、厳しい監視のもとに管理されていたというハナガガシの樹林は、現在残っているのはほとんどが若齢林である。野生動物については、猛禽類のハチクマやハイタカの出現が確認され、東南アジアに南下するアカハラダカの渡りのコースに位置しているため、自然度の高い森林はこれらの繁殖地や越冬地、渡りの中継地としても特に重要な区域である。
今回、指定する区域の国有林は、九州森林管理局において「植物群落保護林」、「郷土の森」の指定がなされているところであるが、熊本県自然環境保全条例第11条第1項第2号の「すぐれた天然林が相当部分を占める森林の区域（これと一体となって自然環境を形成している土地の区域を含む。）」の指定要件を具備する地域であり、今後においてもすぐれた自然環境を保全することが特に必要な地域である。
- 4 熊本県自然環境保全地域の指定の案の縦覧場所
(1) 熊本県環境生活部自然保護課
(2) 熊本県天草地域振興局林務課
(3) 天草町農林水産課
- 5 縦覧期間
平成15年4月9日から同年4月22日まで
- 6 縦覧に供する書類の名称
(1) 指定書案
(2) 保全計画書案
(3) 位置図及び区域図

熊本県公告第246号

阿蘇郡蘇陽町下山土地改良区理事長有働哲文から申請のあった土地改良区の解散について、土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第2項の規定に基づき平成15年3月31日付けで認可したので、同条第3項の規定に基づき公告する。

平成15年4月9日

熊本県知事 潮谷 義子

熊本県公告第247号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成15年4月9日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
本渡市本渡町大字広瀬字御手水2461番1、同2463番、同2466番、同2467番、同2470番、同2471番1、同2471番2、同2494番、同2495番、同2496番、同2497番、同2499番、同2502番、同2503番、同2504番、同2506番、同2520番、同佐伊津町字明瀬平6番6、同27番1、50番4、同57番、同58番4、同59番、同60番2、同60番3、同60番16、同60番20、同60番21、同60番22、同60番23、同60番24、同60番25、同60番26、同60番27、同60番28及び里道の一部
31,077.42平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
本渡市小松原町13番地13号
富士開発不動産 代表者 横山 永治